

(外交防衛委員会)

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第三

号) (衆議院送付) 要旨

この協定は、我が国とスペインとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ二八年 (平成二十年) 一月以来、両政府間で協定の締結交渉を行った結果、協定案文について最終的な合意に達したので、同年十一月十二日に東京において署名されたものである。

この協定は、前文、本文三十三箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用し、スペインについては、退職給付、永久障害給付、死亡及び遺族給付に関する拠出制の社会保障制度及び国家年金制度について適用する。

二、年金制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者又は自営業者が、派遣 (第三国の領域を経由する派遣を含む。) 又は自営活動の期間が五年を超え

ない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。

三、船舶又は航空機において就労する者、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める。

四、一定の要件が満たされる場合には、前記二及び三の例外を認めることについて合意することができる。

五、前記二又は四に従う場合には日本国の法令のみが適用されることとなる被用者及び自営業者については、労働災害及び職業上の疾病に起因する給付に関するスペインの法令を適用する。当該被用者が就労するスペインに所在する事業体及び当該自営業者は、スペインの法令に従って保険料を納付する責任を負う。

六、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、当該締約国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国の法令による保険期間を考慮する。これにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさないような場合においても給付を受ける権利を取得することができるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。

七、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために相互

に援助し、この援助は無償で行う。

八、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の実施のために必要な個人に関する情報を、自国の法律等に従って相手国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。伝達される個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用されるとともに、個人に関する情報の秘密の保護のための法律等により規律される。

九、この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

十、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告を行う月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。